

流山市テイクアウト・デリバリー応援事業第4弾実施要領

(趣旨)

第1条 市は、飲食店でのテイクアウト及びデリバリーの実施により店内飲食を減らし、自宅での飲食を喚起することによる感染拡大防止、及び飲食店の売り上げ回復に向けた消費喚起の2つを目的として、「流山市テイクアウト・デリバリー応援事業第4弾」を実施する。

(対象飲食店)

第2条 新型コロナウイルスの感染症拡大防止策を講じている市内飲食店のうち、テイクアウト等を実施若しくは実施予定の飲食店を対象とする。なお、「感染拡大防止に努めている」については、千葉県の「認証店」又は「確認店」となっていること、若しくは「GOTO イート千葉」に登録していることをもって確認するものとする。

(事業支援の内容)

第3条 事業支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 導入支援

新型コロナウイルスの国内感染が深刻化した令和2年3月以降にテイクアウト等を新たに始めた「流山市テイクアウト・デリバリー応援事業取扱店」(以下「取扱店」という。)に、一律3万円を支給する。

なお、以前からテイクアウト等を行っている店舗のほか、前回及び前々回参加した店舗は支給の対象外とする。

(2) 売上げ・消費喚起支援

市は取扱店の売上げ及び消費喚起の支援を図るため、取扱店において、利用者がテイクアウト等により商品購入するにあたり、税込みの購入額1,000円につき300円分の割引サービスを受けられることとする。ただし、1会計あたりの購入額5,000円以上の場合の割引額は1,500円までとする。

ア 割引適用分の扱い

割引適用分の300円は取扱店からの換金請求に応じて、市が支払うものとする。

イ 割引換金引換券の扱い

市は取扱店が割引及び換金時に使用する割引換金引換券(以下「引換券」という。)を50,800枚発行し、取扱店に予め配布する。引換券は取扱店の請求に応じ配布する。また、配布された引換券を全て利用した取扱店から、再度請求があった場合は、残数に余剰分がある

場合、必要に応じて再配布できるものとする。なお、引換券は消費者に配布する金券ではない。

ウ 割引換金引換券への記載項目

テイクアウト等の割引き利用において、取扱店は引換券に店名、売上額、テイクアウト・デリバリー利用の別を記載するほか、商品購入者は住所（市内・市外の別）、購入日、署名（サイン）を記載してもらうものとする。

エ 割引サービスの利用期間

割引サービスの利用期間は、令和4年1月24日からとし、全ての引換券の利用が終了した時点、若しくは令和4年2月28日までとする。

（事務委託）

第4条 当該事業は、下記の事務を業務委託するものとする。

（1）事務委託の内容は、事業周知、取扱店の募集・登録、取扱店に必要な募集要項・誓約書等必要書類の作成及び周知、導入支援金支給業務、消費者への事業周知のための物品・取扱店リストの作成及び取扱店への配布、換金業務、取扱店及び利用者からの問い合わせ応答、事業報告業務とする。

（取扱店の責務）

第5条 取扱店は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を流山市に対して負うものとする。

- （1）テイクアウト等利用者へ実施要領に基づく割引きを円滑に行うこと。
- （2）使用した引換券により換金すること。
- （3）未使用の引換券を使用済みと偽装し換金してはならない。
- （4）引換金の保管ならびに管理は、細心の注意をもってあたること。
- （5）その他、本事業の目的に反するような行為はしないこと。

（経費）

第6条 本事業を運営する経費は、流山市の予算を充てる。

附則

この実施要領は、令和4年1月21日から施行する。